

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南幌町は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

南幌町長

## 公表日

平成27年5月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、児童手当又は特例給付の支給に関する事務の処理を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①資格情報</li><li>②年金保険情報</li><li>③金融機関情報</li><li>④給付管理等</li></ul> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>①Reams.Net(児童手当)</li><li>②団体内統合利用番号連携サーバー</li><li>③中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(26、30、74、75、87の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 家塚 雅人
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南幌町保健福祉総合センター内 保健福祉課 069-0235 北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号 011-378-5888
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南幌町保健福祉総合センター内 保健福祉課 069-0235 北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号 011-378-5888

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

